

あげおアップーガイドの会規約

(名 称)

第1条 本会は、あげおアップーガイドの会（以下「本会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、上尾の歴史や文化、産業等のガイド活動、各種事業への協力を通し、本市を内外に広くPRし、イメージアップを図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、前条の目的に賛同し、観光ボランティア養成講座を受講し、本会の役員会の承認を受けた者をもって組織する。

(事務局)

第4条 本会の事務局は上尾市観光協会の中に置く。

(事 業)

第5条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 市内観光客へのボランティアガイドの実施
- (2) 歴史、文化、産業等についての学習会および研修会の実施
- (3) 会員相互の親睦を深める事業の実施
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事項の実施

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事 若干名

(役員の仕事)

第7条 本会の役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、これを統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- (3) 会計は会計処理を司り、監事は会計を監査する。
- (4) 幹事は会の運営に関して提言をする。

(役員の出選および任期)

第8条 本会の役員は総会で選出し、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 前項の役員中、任期途中で交代した者の任期は、前任者の残存期間とする。

(会 議)

第9条 本会の会議は総会、例会および役員会とし、会長が召集する。議長は会長また

は会長の指名した者が務める。

- 2 総会は年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3 役員会は必要に応じて開催し、総会に付議する事項、本会の運営に必要な事項について決める。
- 4 会員への報告、研修、親睦等の例会は、必要に応じて開催する。

(総会の付議事項)

第10条 本会の総会付議事項は、事業報告、収支決算、事業計画、予算、規約の改訂、役員を選任、その他必要な事項とする。

(総会、役員会の定足数および議決)

第11条 総会は会員の二分の一以上の出席(書面もしくはメールによる意思表示を含む)で成立する。議決は出席者の過半数とし、可否同数の場合は議長が決する。

- 2 役員会の定足数および議決は前項に準ずる。

(会計)

第12条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 本会は、年会費として1会員につき1,200円を徴収する。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(帳簿その他)

第14条 本会は次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 現金出納帳
- (3) 預金通帳
- (4) その他必要な資料

(補足)

第15条 この規約に定めるほか、本会の運営、活動に必要な重要事項は役員会の決定による。軽微な事項については会長に一任するが、内容について後日役員会に報告しなければならない。

附則

1. 本規約は平成23年1月1日より施行する。
2. 改訂1版は平成24年5月8日より施行する。
3. 改訂2版は平成29年5月9日より施行する。